

岐阜県立国際園芸アカデミー教育課程編成委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県立国際園芸アカデミー学則（以下「学則」という。）第13条の規定に基づき、企業・業界団体等との連携により実践的な教育の質の保証・向上を目指すため国際園芸アカデミー（以下、「本学」という。）教育課程編成委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して、学則第13条第2項に基づき必要な事項を定める。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関する専門的な検討を行い、本学の教育課程の編成等についての意見を学長へ提言する。

- (1) 学生の就職先の業界における人材の専門性に関する動向
- (2) 地域の産業振興の方向性
- (3) 新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能など
- (4) その他、教育課程の編成に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、本学教職員及び学術機関の有識者や関係企業に属する役職員、地方公共団体の職員等で組織する。

2 委員は、学長が委嘱する。

(委員の承諾)

第4条 学術機関の有識者や関連企業に属する役職員から成る委員の就任については、本人の承諾（様式1）を要するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員長は学長をもって充てる。

2 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又はかけたときはあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議長)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の開催)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報償)

第10条 委員の出席にあたり、報償費及び旅費を支給する。ただし、金額については別に定めるところにより支給する。

2 報償費及び旅費のどちらか、又は両方を辞退する場合は、希望する費用のみ支給する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年2月2日から施行する。

2 この規程の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月14日から施行する。

様式 1

教育課程編成委員就任承諾書

年 月 日

岐阜県立国際園芸アカデミー学長
今西 良共 様

住所 _____

氏名 _____

(記名押印または署名)

私は、下記の事項を了承した上で、教育課程編成委員への就任を承諾します。

記

- 委員の就任期間は、 年 4 月 1 日～ 年 3 月 3 1 日の 2 年間とする。
- 委員は、企業・業界団体等との連携により実践的な教育の質の保証・向上を目指すため設置する国際園芸アカデミー教育課程編成委員会において、次に掲げる事項について専門的な助言を行う。
 - 学生就職先の業界における人材の専門性に関する動向
 - 地域の産業振興の方向性
 - 新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能など
 - その他、教育課程の編成に関連する事項
- 職務上知り得た秘密や学生の個人情報等を漏らさないこと。
- 国際園芸アカデミー広報資料及びホームページ等に委員の氏名、所属、役職、意見等を掲載すること。
- 委員会中の様子を写真撮影、録画すること。また、内容をアカデミー広報資料及びホームページ等に掲載すること。

以上

なお、報償費または交通費の支給をご辞退される場合は、下記に○印を付してください。

- ・報償費の支給を辞退します。
- ・交通費の支給を辞退します。